

付録2 昭和5～30年生産国民所得

は し が き

昭和5～19年の生産国民所得はつとに推計され、かつ戦後（昭和21～27年）については昭和28年に試算された。最近当課では上記の推計をさらに新資料をとり入れて昭和21～30年について改算補完した。生産国民所得に対する各方面の関心も高まっているので、この機会にここに付録として、その計数ならびに推計方法の概略をかかげることとした。

第一 統

第1表 生 産 国

項目 年次	第1次産業				第2次産業			
	農業	林業	水産業	小計	鉱業	建設業	製造業	小計
昭和5年	1.6	0.2	0.2	2.0	0.2	0.5	2.5	3.2
6	1.5	0.2	0.2	1.8	0.2	0.4	2.3	2.9
7	1.9	0.2	0.2	2.2	0.2	0.4	2.9	3.5
8	2.3	0.2	0.2	2.7	0.3	0.5	3.0	3.8
9	2.0	0.2	0.2	2.4	0.3	0.7	3.1	4.1
10	2.4	0.2	0.2	2.9	0.4	0.7	3.6	4.7
11	2.8	0.3	0.2	3.3	0.5	1.0	3.7	5.2
12	3.1	0.3	0.3	3.7	0.6	1.2	4.5	6.3
13	3.3	0.4	0.3	4.0	0.8	1.2	6.4	8.4
14	5.0	0.7	0.4	6.1	0.8	1.6	9.4	11.8
15	5.9	1.0	0.6	7.5	1.1	2.1	11.9	15.0
16	5.4	1.1	0.6	7.1	1.1	2.1	14.5	17.8
17	6.1	1.3	0.8	8.2	1.6	2.9	19.7	24.2
18	6.3	1.1	0.9	8.3	1.7	3.5	25.0	30.1
19	7.8	1.3	1.0	10.1	1.7	2.9	30.8	35.4
20	8.5	1.4	1.1	11.0	1.8	3.1	33.0	37.9
21	65.9	12.1	7.3	85.3	2.3	24.9	54.9	82.1
22	150.1	26.5	19.9	196.6	13.9	45.4	140.3	199.6
23	371.3	53.1	43.6	468.0	47.5	115.1	289.2	451.8
24	452.6	61.8	59.4	573.7	66.2	128.2	402.5	596.9
25	554.4	60.1	64.4	678.9	108.6	171.0	538.4	813.0
26	732.3	117.2	103.8	953.4	146.5	186.9	871.2	1,204.6
27	796.7	138.5	113.4	1,048.5	182.7	241.3	961.8	1,385.8
28	770.0	192.9	127.5	1,090.4	166.1	328.8	1,218.0	1,712.8
29	831.1	200.1	145.3	1,176.5	149.8	346.3	1,437.1	1,933.2
30	1,048.4	185.6	173.1	1,407.1	138.2	343.2	1,538.2	2,014.6

計 諸 表

民 所 得

(単位 10億円)

第3次産業					合計 (国内所得)	海外 からの 純所得	国民 所得
卸売業 小売業	金融 不動産業	運輸通信 および その他の 公益事業	サービス 業その他	小計			
1.8	1.3	1.6	1.9	6.6	11.7	0	11.7
1.7	1.2	1.3	1.8	5.9	10.6	0	10.6
1.8	1.3	1.3	1.8	6.1	11.8	0	11.8
1.8	1.4	1.2	1.9	6.3	12.8	△ 0.1	12.7
1.9	1.4	1.4	2.1	6.7	13.3	0	13.3
2.0	1.5	1.5	2.1	7.1	14.7	0	14.7
2.0	1.5	1.6	2.3	7.4	15.9	0	15.9
2.3	2.4	1.8	2.8	9.3	19.3	0	19.3
2.6	1.7	2.1	2.7	9.0	21.5	0	21.5
3.1	1.9	2.3	3.2	10.5	28.4	0	28.4
3.7	2.1	2.7	3.8	12.4	34.9	0.1	34.9
4.3	2.5	2.8	4.8	14.5	39.4	0.3	39.7
4.6	2.8	3.4	6.0	16.7	49.1	0.4	49.5
4.2	3.1	4.2	8.3	19.8	58.2	0.3	58.6
3.9	3.0	5.1	11.7	23.7	69.1	0.2	69.3
18.3	8.9	18.7	62.3	108.1	275.5	-	275.5
69.9	11.0	54.9	162.5	298.4	694.5	△ 0.5	694.0
180.9	34.2	156.6	347.4	719.1	1,639.0	△ 0.6	1,638.3
284.1	66.1	227.3	465.5	1,042.9	2,213.6	△ 0.5	2,213.1
444.1	104.1	264.4	489.1	1,301.7	2,793.6	△ 2.2	2,791.4
653.1	153.4	345.3	622.0	1,773.8	3,931.7	△ 1.8	3,929.9
723.3	222.9	434.5	787.4	2,167.2	4,601.6	△ 8.1	4,593.5
986.4	291.5	534.6	972.9	2,785.4	5,588.6	△ 17.0	5,571.6
1,044.4	299.2	604.8	1,040.9	2,989.2	6,099.0	△ 24.5	6,074.4
1,123.8	331.1	663.4	1,140.3	3,258.6	6,680.3	△ 26.7	6,653.5

第1表 (続) 生産国民

項目 年次	第1次産業				第2次産業			
	農業	林業	水産業	小計	鉱業	建設業	製造業	小計
昭和5年	14.0	1.8	1.6	16.9	2.0	4.0	21.1	27.1
6	14.8	1.4	1.6	17.3	1.8	3.6	21.8	27.2
7	15.8	1.4	1.4	18.6	1.7	3.7	24.3	29.7
8	18.0	1.5	1.5	21.0	2.2	4.3	23.5	30.0
9	15.2	1.7	1.5	18.4	2.5	4.9	23.7	31.1
10	16.4	1.6	1.5	19.5	2.7	4.8	24.5	32.0
11	17.3	1.7	1.5	20.5	2.9	6.3	23.4	32.6
12	16.2	1.8	1.3	19.3	3.1	6.1	23.4	32.6
13	15.3	2.1	1.4	18.8	3.5	5.8	29.8	39.1
14	17.4	2.5	1.6	21.5	2.8	5.6	33.1	41.5
15	17.0	2.8	1.6	21.4	3.0	5.9	34.1	43.0
16	18.6	2.9	1.4	17.9	2.9	5.4	36.7	45.0
17	12.4	2.6	1.7	16.7	3.0	5.9	39.9	48.8
18	10.7	1.9	1.6	14.2	2.9	5.9	42.6	51.4
19	11.2	1.9	1.5	14.6	2.4	4.2	44.4	51.0
21	23.9	4.4	2.6	30.9	0.9	9.0	19.9	29.8
22	21.8	3.8	2.9	28.3	2.0	6.6	20.2	28.8
23	22.7	3.2	2.7	28.6	2.9	7.0	17.6	27.5
24	20.4	2.8	2.7	25.9	3.0	5.8	18.2	27.0
25	19.9	2.2	2.3	24.4	3.7	6.1	19.3	29.1
26	18.6	3.0	2.6	24.2	3.7	4.8	22.2	30.7
27	17.3	3.0	2.5	22.8	4.0	5.3	20.9	30.2
28	13.8	3.5	2.3	19.6	3.0	5.9	21.8	30.7
29	13.7	3.3	2.4	19.4	2.5	5.7	23.6	31.8
30	15.7	2.8	2.6	21.1	2.1	5.2	23.0	30.3

所得 (構成比)

第3次産業					合計 (国民所得)	海外からの 純所得	国民 所得
卸売業 小売業	金融 不動産業	運輸通信 および その他の 公益事業	サービス 業その他	小計			
15.2	11.2	13.5	16.3	56.2	100.2	△ 0.2	100.0
15.6	11.5	12.1	16.5	55.7	100.2	△ 0.2	100.0
14.9	11.4	10.7	15.0	52.0	100.3	△ 0.3	100.0
14.4	10.7	9.4	14.9	49.4	100.4	△ 0.4	100.0
14.0	10.8	10.5	15.4	50.7	100.2	△ 0.2	100.0
13.4	10.4	10.4	14.4	48.6	100.1	△ 0.1	100.0
12.9	9.6	9.8	14.4	46.7	99.8	0.2	100.0
12.0	12.5	9.3	14.3	48.1	100.0	0	100.0
11.8	7.8	9.6	12.7	41.9	99.8	0.2	100.0
10.8	6.8	8.2	11.1	36.9	99.9	0.1	100.0
10.7	6.0	7.8	10.9	35.4	99.8	0.2	100.0
10.9	6.2	7.2	12.2	36.5	99.4	0.6	100.0
9.1	5.6	6.9	12.2	33.8	99.3	0.7	100.0
7.2	5.3	7.1	14.2	33.8	99.4	0.6	100.0
5.6	4.3	7.4	16.9	34.2	99.6	0.2	100.0
6.7	3.2	6.8	22.6	39.3	100.0	-	100.0
10.1	1.6	7.9	23.4	43.0	100.1	△ 0.1	100.0
11.0	2.1	9.6	21.2	43.9	100.0	0	100.0
12.8	3.0	10.3	21.0	47.1	100.0	0	100.0
15.9	3.7	9.5	17.5	46.6	100.1	△ 0.1	100.0
16.6	3.9	8.8	15.8	45.1	100.0	0	100.0
15.7	4.9	9.5	17.1	47.2	100.2	△ 0.2	100.0
17.7	5.2	9.6	17.5	50.0	100.3	△ 0.3	100.0
17.2	4.9	10.0	17.1	49.2	100.4	△ 0.4	100.0
16.9	5.0	10.0	17.1	49.0	100.4	△ 0.4	100.0

第2表 産 業 別

項目 年次	農 業	林 業	水 産 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸 売 小 売 業
6	76.1	76.5	-	76.8	-	32.9	-
7	78.9	81.0	-	77.7	-	32.8	-
8	78.0	75.9	-	78.7	-	28.9	-
9	77.4	78.9	-	78.2	-	28.0	-
10	78.9	71.0	-	77.9	-	27.8	-
11	78.5	73.0	-	76.8	-	26.7	-
12	78.8	71.5	-	76.6	-	24.4	-
13	79.6	74.0	-	74.2	-	28.1	-
14	81.9	75.5	-	71.1	-	33.9	-
15	78.1	77.9	-	72.6	-	35.1	-
16	78.5	77.6	-	72.6	-	36.7	-
17	78.6	87.4	-	72.6	-	39.5	-
18	81.9	89.9	-	72.6	-	39.5	-
19	84.6	85.0	-	72.6	-	39.5	-
21	84.9	81.9	50.6	53.0	37.9	29.3	3.8
22	80.6	82.3	50.6	56.6	38.2	25.6	5.4
23	78.7	85.4	50.4	56.5	38.5	26.5	6.2
24	72.6	87.7	50.6	54.0	37.6	23.5	6.7
25	74.7	85.2	50.6	58.2	38.5	21.0	7.7
26	78.1	86.7	50.6	53.0	34.5	20.0	7.3
27	70.0	86.2	51.6	56.4	37.2	19.3	6.7
28	66.0	86.2	47.7	53.0	37.6	19.9	7.2
29	64.6	86.2	48.9	54.0	36.5	21.9	7.2
30	67.7	86.2	52.3	52.1	36.5	21.9	7.2

所 得 率

運輸通信お よびその他 の公益事業	内 訳					
	運 輸 業	通 信 業	その他の 公益事業	内 訳		
				電 気	ガ ス	水 道
-	-	-	-	49.9	-	50.4
-	-	-	-	44.6	-	50.4
-	-	-	-	48.7	-	44.5
-	-	-	-	47.5	-	44.3
-	-	-	-	51.6	-	43.2
-	-	-	-	52.8	-	50.1
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	51.6	-	55.9
-	-	-	-	51.5	-	54.8
-	-	-	-	52.2	-	50.5
-	-	-	-	57.3	-	48.0
-	-	-	-	57.3	-	52.1
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	55.1	-	52.1
-	-	-	-	57.5	-	52.1
-	-	-	-	57.5	-	52.1
-	-	-	-	57.5	-	52.1
-	-	-	-	-	-	-
57.6	58.0	67.9	47.2	47.1	33.0	74.0
50.1	52.0	42.0	46.5	47.7	32.9	64.5
49.6	50.7	55.6	39.5	40.4	26.0	55.7
49.1	48.5	57.5	43.7	45.3	31.5	58.2
45.2	45.6	53.6	37.5	38.9	27.1	48.5
-	-	-	-	-	-	-
41.8	42.8	54.8	29.7	30.2	21.0	49.5
43.4	43.4	60.4	32.7	34.3	21.0	47.0
45.5	45.5	61.5	34.3	36.4	22.1	43.9
47.6	45.9	66.9	37.8	40.5	25.6	41.6
47.6	-	-	-	-	-	-

第3表 産 業 別

項目 年次	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業			
	農 業	林 業	水 産 業	小 計	鉱 業	建 設 業	製 造 業	小 計
昭和5年	2.4	0.2	0.4	3.0	0.3	0.2	7.6	8.1
6	2.0	0.2	0.3	2.5	0.2	0.1	6.8	7.1
7	2.4	0.2	0.3	2.9	0.3	0.2	7.7	8.2
8	2.9	0.2	0.4	3.5	0.4	0.2	9.6	10.2
9	2.6	0.3	0.4	3.4	0.4	...	11.1	(11.5)
10	3.1	0.3	0.4	3.8	0.5	...	12.6	(13.1)
11	3.5	0.3	0.5	4.3	0.6	...	14.0	(14.6)
12	4.0	0.4	0.5	4.9	0.8	...	18.1	(18.9)
13	4.1	0.6	0.6	5.3	1.0	...	21.5	(22.5)
14	6.1	0.9	0.8	7.8	1.1	...	26.7	(27.8)
15	6.3	1.1	1.0	8.4	1.4	...	29.2	(30.6)
16	5.8	1.2	1.0	8.0	1.4	...	32.9	(34.3)
17	5.2	1.2	1.5	7.9	1.6	...	33.8	(35.4)
18	6.0	1.0	1.8	8.8	1.7	...	37.0	(38.7)
19	6.4	1.1	1.9	9.4	1.5	...	39.0	(40.5)
21	78.1	14.7	14.4	107.2	4.4	65.6	187.1	257.1
22	186.3	32.2	39.4	257.9	24.6	118.8	548.4	691.8
23	471.8	62.2	86.4	620.4	84.1	299.4	1,092.4	1,475.9
24	623.1	70.4	117.4	810.9	122.8	341.1	1,710.4	2,174.3
25	742.3	70.6	127.3	940.2	178.1	443.6	2,559.1	3,180.8
26	1,001.8	135.2	205.3	1,342.3	276.5	542.4	4,352.2	5,171.1
27	1,138.1	160.6	219.3	1,518.5	323.9	648.1	4,987.9	5,959.9
28	1,166.6	223.3	267.5	1,657.9	313.4	875.2	6,128.5	7,317.1
29	1,286.6	232.1	297.0	1,815.7	277.4	950.0	6,552.3	7,779.7
30	1,548.6	215.3	331.2	2,095.1	265.2	941.5	7,011.8	8,218.5

(注) 昭和5～19年の運輸業は陸上運輸業のみであり、同じく卸・小売業、通信業ない。

生 産 額

(単位 10億円)

卸 売 小売業	第 3 次 産 業 (除金融保険不動産業およびサービス業等)						小 計	総 合 計	総 計 (除 卸 小 売 業 計)		
	運 輸 通 信 お よ び そ の 他 の 公 益 事 業					計					
	運輸業	通信業	その他の公益事業 電気 ガス 水道								
-	(0.6)	-	-	-	-	0.7	(1.3)	(1.3)	(12.4)	(12.4)	
-	(0.6)	-	-	-	-	0.6	(1.2)	(1.2)	(10.8)	(10.8)	
-	(0.6)	-	-	-	-	0.7	(1.3)	(1.3)	(12.4)	(12.4)	
-	(0.6)	-	-	-	-	0.8	(1.4)	(1.4)	(15.1)	(15.1)	
-	(0.7)	-	-	-	-	0.8	(1.5)	(1.5)	(16.4)	(16.4)	
-	(0.7)	-	-	-	-	0.9	(1.6)	(1.6)	(18.5)	(18.5)	
-	(0.8)	-	-	-	-	1.0	(1.8)	(1.8)	(20.7)	(20.7)	
-	(0.9)	-	-	-	-	1.0	(1.9)	(1.9)	(25.7)	(25.7)	
-	(1.0)	-	-	-	-	1.1	(2.1)	(2.1)	(29.9)	(29.9)	
-	(1.2)	-	-	-	-	1.3	(2.5)	(2.5)	(33.1)	(33.1)	
-	(1.4)	-	-	-	-	1.4	(2.8)	(2.8)	(41.8)	(41.8)	
-	(1.5)	-	-	-	-	1.5	(3.0)	(3.0)	(45.3)	(45.3)	
-	(2.0)	-	-	-	-	1.5	(3.6)	(3.6)	(46.8)	(46.8)	
-	(2.3)	-	-	-	-	1.5	(3.8)	(3.8)	(51.3)	(51.3)	
-	(2.6)	-	-	-	-	1.5	(4.1)	(4.1)	(54.0)	(54.0)	
475.9	25.5	3.0	3.3	0.5	0.3	4.0	32.5	508.4	872.7	396.8	
1,284.1	82.3	12.8	11.7	2.2	0.9	14.7	109.7	1,393.8	2,343.5	1,059.4	
2,936.5	220.8	44.7	41.4	6.5	2.3	50.3	315.8	3,252.3	5,348.6	2,412.1	
4,211.6	309.9	74.3	59.5	13.6	5.4	78.4	462.6	4,674.2	7,659.4	3,447.8	
5,738.2	380.5	88.5	86.7	20.3	8.7	115.7	584.7	6,322.9	10,443.9	4,705.7	
8,980.0	530.7	119.6	132.4	32.5	11.3	176.3	826.6	9,806.5	16,320.0	7,340.0	
10,788.1	609.0	153.9	173.5	43.8	15.3	237.6	1,000.4	11,788.5	19,266.9	8,478.8	
13,697.4	705.1	190.5	205.7	52.7	22.1	280.5	1,176.2	14,873.6	23,848.6	10,151.2	
14,451.7	749.1	220.1	220.1	56.7	23.3	300.0	1,269.3	15,721.0	25,316.4	10,864.7	
15,550.0	-	-	-	-	-	-	-	1,392.4	16,942.4	27,256.0	11,706.0

および昭和9～19年の建設業が不明のため、カッコ内数字と21年以降のそれとは見合わない。

第二 推計方法

生産国民所得は国民所得を生産面から推計したもので、各産業部門別の総生産額から原材料、燃料、動力、減価償却費等の物的経費を差引いて求められる。これは、いわゆる付加価値であって、賃金、利潤、地代等に相当する。

なお総生産額に見合う物的経費総額が得られない場合は、サンプル調査等より、いわゆる所得率を求め、これを総生産額に乗じて算出される（詳細は「国民所得資料月報」No. 82 参照）。

(I) 農 業

(イ) 生産額

農林省統計表（年報）の農業粗生産額をそのままとしているが、その算出方法については農林省統計表および同省統計調査部の総合調査資料「都道府県別農業粗生産額および農業生産所得」を参照されたい。

(ロ) 所得率

農家経済調査（年報）より全国農家1戸当り平均の粗収益および物的経費を求め、粗収益より物的経費を差引いた残りを所得額とし、粗収益に対する所得額の割合を所得率とした。

(II) 林 業

(イ) 生産額

昭和24暦年につき、農林省統計調査部において算定した林産物の品目別生産額（素材、木炭、薪、特殊林産物等）を基礎とし、これに生産（林野庁調、品目別生産数量を指数化）、物価（日銀調、品目別東京都卸売物価指数）の総合指数を各品目ごとに乗じて算出した。

(ロ) 所得率

国有林については国有林野事業特別会計より業務収入とこれに見合う物的経費（いずれも林野庁調査課調）を求め、業務収入より物的経費を除いた残りを所得額とし、業務収入に対する所得額の割合を国有林の所得率とした。

民有林については適当な資料がないので昭和24暦年につき精密に算定した各林産物の国有林、民有林別所得率の平均を求め、さらに国有林に対する民有林の

比率を求め、これを国有林の所得率に乗じて算出した。

(III) 水 産 業

(イ) 生産額

農林省統計表（年報）より漁業漁獲高（含水産養殖）を魚種別に求め、これに水産庁調による魚種別年間平均単価を乗じて算出した。

(ロ) 所得率

農林省統計表（年報）の漁家経済調査および大蔵省の法人企業統計年報等より漁業粗収入または営業収入および漁業所得等を求め、この漁業粗収入または営業収入に対する漁業所得等の割合を所得率とした。

(IV) 鉱 業

(イ) 生産額

「本邦鉱業の趨勢」（通産省）より金属鉱業、非金属鉱業、石炭・亜炭鉱業および原油・天然ガス鉱業の生産金額をそのままとり、これに同省軽工業局調の石材および砂利等の生産額を加えて、鉱業の生産額とした（詳細は「本邦鉱業の趨勢」参照）。

(ロ) 所得率

「本邦鉱業の趨勢」より上記諸鉱業の生産金額および物的経費を求め、生産金額より物的経費を差引いた残りを所得額とし、生産金額に対する所得額の割合を所得率とした。

(V) 建 設 業

(イ) 生産額

国、地方および民間に分けて推計した。

すなわち国については一般会計、特別会計および政府関係機関の決算書より各省庁等の施設費、新営費、修繕費、失業対策費および公共事業費等を取り、地方については公共事業費地方負担分および単独事業費等を取り、民間については建築動態統計等より法人、個人の土木、建築工事費、法人企業統計年報等より法人等の建物修繕費を取り生産額とした。

(ロ) 所得率

法人企業統計年報等より営業収入または工事費をとりこれらに見合う所得額（人件費等）を求め、営業収入または工事費に対する所得額の割合を所得率とし

た。

(VI) 製 造 業

(イ) 生 産 額

官公営および民営につき次のごとく求めた。

官営については特別会計および政府関係機関の決算書より、造幣、印刷、アルコールおよび専売関係の作業収入または事業収入をとり、公営については公営事業従業者数の民営事業従業者数に対する比率により、民営生産額より求め、民営については工業統計表（通産省）より出荷額または販売額および在庫増減をとり生産額とした。

(ロ) 所 得 率

官営については上記決算書より所得（人件費および剰余金）をそのままより公営については民営の所得率を用いた。

民営については工業統計表より従業者4人以上の事業所分につき出荷額等および原材料使用額等を取り、減価償却費、修繕費等については法人企業統計年報等より求め、出荷額等より原材料使用額および減価償却費、修繕費等を差引いた残りを所得額とし、出荷額等に対する所得額の割合を所得率とした。

(VII) 卸売および小売業

(イ) 生 産 額

官営および民営につき次のごとく求めた。

官営については貴金属および食糧兩特別会計につき、同決算書より、地金の売却代金および食糧等の売却代金等を取り、民営については商業統計表（通産省）より、調査月間の法人、個人別総売上高を求め、これを基礎として、年間月平均売上高を推計、さらにこれを12倍して年間総売上高を算出し、これらを生産額とした。

(ロ) 所 得 率

官営については決算書より所得を直接とった。

民営については法人企業統計年報および個人企業経済調査（総理府統計局）より、営業収入（売上高）および所得（人件費、利益等）を求め、営業収入（売上高）に対する所得の割合を所得率とした。

(VIII) 運輸通信およびその他の公益事業

1. 国 鉄

(イ) 生 産 額

国鉄（鉄道要覧）より鉄道、船舶、自動車等の営業収入（旅客収入、貨物収入、郵便物収入、および手小荷物収入等）をとり生産額とした。

(ロ) 物 的 経 費

上記資料より動力費、修繕費、業務費および減価償却費等を求め、これより人件費的なものを除き、別途求めた旅費を加えて物的経費とした。

2. 地方鉄道軌道

(イ) 生 産 額

運輸省民営鉄道部監理課調の営業収入をそのままより生産額とした。なおこの営業収入内容は国鉄と同様である。

(ロ) 所 得 額

上記監理課調より所得（人件費、法人税、営業損益）を直接とった。

3. 旅客自動車

(イ) 生 産 額

運輸省自動車局旅客課調の全国旅客自動車会社の収入合計をそのままとった。

(ロ) 所 得 率

自動車局総務課調による乗合、乗用各30社の経理状況より、各1社平均の営業収入および所得（人件費および営業損益）を求め、この営業収入に対する所得の割合を所得率とした。

4. 貨物自動車

(イ) 生 産 額

運輸省貨物課調の貨物運賃総収入より通運関係収入を除いた残りを生産額とした。なお通運関係収入は通運課調によった。

(ロ) 所 得 率

貨物課調による貨物自動車会社30社の経理状況より1社平均の営業収入および所得（人件費および営業損益）を求め、この営業収入に対する所得の割合を所得率とした。

5. 貨物軽車両

(イ) 生産額

東京都内専門業者推定による1事業所(1業者)当り年収に、事業所統計調査(総理府統計局)の事業所数を乗じて求めた総収入を生産額とした。

(ロ) 所得率

上記専門業者推定による1事業所当り年収より、同じく物的経費(飼料および減価償却費)を差引いた残りを所得額とし、この年収に対する所得額の割合を所得率とした。

6. 船 舶

(イ) 生産額

運輸省海運局海運監査室調による外航船舶建造融資利子補給および損失補償法にもとづく利子補給制度の適用を受ける外航海運会社の営業収入を基礎とし、この営業収入に、これら会社の保有トン数(500G/T以上)に対する船舶センサスの総トン数(500G/T以上)の倍率を乗じて全船舶の総収入を算出し、これを生産額とした。

なお漁船および官公船は上記総トン数より除いた。

(ロ) 所得率

海運監査室調の「外航海運会社経営状況」より営業収入および所得(人件費および損益等)を求め、この営業収入に対する所得の割合を所得率とした。

7. 航 空

(イ) 生産額

日本航空、極東航空および日本ヘリコプター等各社の決算報告より事業収入をそのままより生産額とした。

(ロ) 所得率

日本航空決算書より事業収入および所得(人件費および損益等)を求め、この事業収入に対する所得の割合を所得率とした。

8. 倉 庫

(イ) 生産額

普通倉庫、冷蔵倉庫および農業倉庫に分けて推計した。

普通倉庫については運輸省港湾局倉庫課調の各月末保管金額(保管残高)の

年間合計を求め、これに保管料率を乗じて保管料を算出し、さらに倉庫業に付帯する業務として倉庫荷役等による収入約40%(保管料に対する割合)を加算して求めた。なお保管金額は損害保険契約における付保価格により決まるもので時価で評価される。

冷蔵倉庫については倉庫課調の各月末保管トン数(保管残高)の年間合計を求め、これをトン当り月額保管料に乘じて算出した。

農業倉庫については食糧庁買入課調の保管料支払額(食管より農協への支払)をそのままより生産額とした。

(ロ) 所得率

東京証券取引所の資料(5倉庫会社提出の有価証券報告書)より、収入および所得(人件費、荷役荷捌費および損益等)を求め、収入に対する所得の割合を所得率とした。

9. 通 運

(イ) 生産額

運輸省通運課調の通運業総収入をそのままとした。

(ロ) 所得率

日本通運の損益計算書より、総収入および所得(人件費、労務費および損益等)を求め、総収入に対する所得の割合を所得率とした。

10. 港 湾 運 送

(イ) 生産額

港湾、沿岸およびその付近において貨物取扱等を主とする一般港湾運送(海上運送貨物の船舶を相手とする受渡作業の委託引受等)、船内荷役、軽運送、沿岸荷役事業等を一括、港湾運送業とし、これに従事する仲仕等の総労賃を基礎として、まず所得額を算出、さらに運輸省港湾局港政課調による沖仲仕のトン当り原価計算より算出した所得率的なものにより逆算して求めた。

(ロ) 所得率

職業別賃金調査結果報告(労働省)より港湾運送労務者1人当り1日平均賃金手取額に1ヵ月平均労働日数を乗じ、さらに12倍して1人当り1ヵ年平均手取額を算出し、これに国勢調査報告より求めた沖仲仕、沿岸仲仕等の総数を乗じて総賃金を算出、さらに上記沖仲仕のトン当り原価計算より店費等の割合を

求め加算した。

11. 旅行 幹 旋

(イ) 生 産 額

日本交通公社の決算報告より収益事業収入をそのままとり、生産額とした。

(ロ) 所 得 額

上記決算報告の収益事業経費中より、人件費、交際費および利益等所得的なものを直接とった。

12. 通 信

(イ) 生 産 額

官営、民営に分けて推計した。官営については特別会計および政府関係機関の決算書より、郵政事業および電気通信事業の業務収入（切手、郵便、為替貯金および電信電話収入）等をとった。

民営については NHK は受信料、民間放送は時間売放送料、国際電信電話株式会社は電信電話料等をそれぞれの決算書等より求め生産額とした。

(ロ) 所 得 率

官営、NHK および国際電信電話株式会社については、それぞれの決算書等より人件費、利益等所得を直接とった。

民間放送については4放送会社の決算書より収入および所得（人件費および損益等）を求め、収入に対する所得の割合を所得率とした。

13. 電 気

(イ) 生 産 額

九電力会社については電気事業会計報告書より、それぞれの電気事業収入をとり、その他の電気事業者については営業収入をとり生産額とした。

(ロ) 所 得 率

九電力会社の電気事業会計報告書より収入および所得（人件費および損益等）を求め、収入に対する所得の割合を所得率とした。

14. ガ ス

(イ) 生 産 額

通産省公益事業局ガス課調の全国ガス会社の総売上をとり、これに在庫増減および自家消費分として売上の17%（ガス課調）を加算して生産額とした。

(ロ) 所 得 額

ガス課調による全国ガス会社の収支計算より労務費等所得をそのままとった。

15. 水 道

(イ) 生 産 額

上水道については、建設省計画局水道課調の全国有収料金収入をそのままとり、下水道については下水道統計（水道協会調）または水道課調による下水道使用料および手数料等を取り生産額とした。

(ロ) 所 得 率

東京都の上水道および下水道それぞれの決算書より求めた営業収入または作業収入に対する所得（人件費および損益等）の割合をそれぞれの所得率とし

源泉 推計した。
源泉別国民所得の推計方法
源泉別国民所得の推計表は昭和31年度の分配国民所得と産業別国民所得とを
互に替える過程を示したものである。
初等所得と個人事業所得
の項目の計数は上記の計数が産業部門別に算出されているもの
の計数の数字を掲げた。
個人所得は4所得
1) 田畑小作料は農業部門、2) 定地地代家賃は金融部門
3) 家賃（音生） 4) 利息は
個人所得